

黒部市に転入してこられた皆様へ

ようこそ、黒部市へ！

黒部市に引越してこられて、下記に該当する方は担当課で手続きを行ってください。

黒部市役所(代表) (0765)54-2111

	該当する方	担当課	手続きに必要なもの
マイナンバーカードの交付を受けている	左記のカードをお持ちの方	市民環境課 (1階)	新住所を裏書します→マイナンバーカード、印鑑 マイナンバーカードを継続して使いたい→マイナンバーカード、既に設定されている暗証番号が必要です。
住民基本台帳カードを持っている	左記のカードをお持ちの方		前住所地のカードをお持ちの場合は窓口にご持参ください。既に設定されている暗証番号が必要です。 ※住民基本台帳カードの作成は、平成27年12月末をもって終了しました。
印鑑登録をしたい	15歳以上の方で希望される方		既製品や欠けのあるものでなく他の方が登録していない印鑑、本人確認書類(免許証やパスポート等)
国民年金に加入する	現在国民年金の加入者の方、 厚生年金でなくなった方	保険年金課 (1階)	年金手帳、認印、(前住所地で厚生年金だった方は資格等喪失連絡票)
国民健康保険に加入する	健康保険証をお持ちでない方		認印、前住所地で社保だった方は資格等喪失連絡票等
後期高齢者医療制度に加入する	75歳以上の方 (一定の障害がある方は65歳以上)		認印 (身体障害者手帳をお持ちの方は、その手帳)、前の住所地でもらう証明書(県外からの転入の場合のみ)
医療費の助成を受けたい	0歳～18歳到達後最初の3月31日までの 子ども 《入院・外来とも》	こども支援課 (1階)	お子さんの健康保険証、所得課税証明書(未就学児のお子さんの場合のみ) マイナンバーがわかる書類、本人確認書類(免許証やパスポート等)
	一定の障害がある方		健康保険証、障害の状態を証明するもの(身体障害者手帳等)、認印 マイナンバーがわかる書類、本人確認書類(免許証やパスポート等)
	ひとり親の母子・父子		親子の健康保険証、所得課税証明書、戸籍謄本、認印
児童手当を受給したい	中学3年までのお子さんがおられる方	こども支援課 (1階)	認印、請求者の口座番号がわかるもの、請求者の保険証、マイナンバーがわかる書類(請求者・配偶者)
児童扶養手当等を受給したい	母子・父子家庭等の方		ケースによって異なりますので、こども支援課にお問い合わせください
保育所・幼稚園へお子さんを通わせたい	入所を希望される方		マイナンバーがわかる書類、認印 ※保育所の手続きについては書類が必要な場合がありますのでお問い合わせください
市内小中学校通学の手続き	15歳まで(義務教育に該当)のお子さんがおられる方	学校教育課 (2階)	ケースによって異なりますので、学校教育課にお問い合わせください
介護保険に加入したい	介護の認定を受けておられた方 上記以外の65歳以上の方	福祉課 (1階)	前住所地で介護認定を受けておられた方は、前の住所地でもらう証明書
身体障害者手帳、療育手帳、 精神保健福祉手帳を持っている	左記の手帳をお持ちの方		身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、認印
軽自動車を登録したい	原動機付自転車をお持ちの方	税務課 (1階)	前住所地で発行された廃車証明書、認印 前住所地で廃車していない場合、使用していたナンバープレート、標識交付証明書、認印
	軽四輪車をお持ちの方		軽自動車検査協会での手続きとなります
	軽二輪車をお持ちの方		富山運輸支局での手続きとなります
上下水道を使用したい	市の上下水道をご利用になられる方	上下水道経営課 (2階)	認印、手数料(水道のみ)
ケーブルテレビを視聴したい	希望されるご家庭	企画情報課 (3階)	利用料引き落としのための口座の番号がわかるもの、通帳の届出印
防災無線機について	宇奈月・内山・音澤・愛本・下立・浦山地区に住む方 (既存の機器がある場合は不要です) (市営住宅・内山住宅に住む方は機器設置済みです)	市民サービス課 (宇奈月市民サービスセンター)	認印、手続き後防災無線機を貸与します。

★転入者向けの補助金について★転入された方に補助金が交付される場合がございます。詳しくは別添資料等でご確認ください。